

申請はお済みですか？

子育て世帯 生活支援特別給付金



問やすらぎ福祉課（金屋庁舎） ☎ 22-4501

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯となる方に対して給付金が支給されます。（国制度）

※今年度、既に給付金を受け取られた方は、対象となったお子さまについては申請できません。

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

※ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金を受け取られた方は、対象外です。

● 給付額

児童1人あたり一律5万円

● 支給対象者

児童扶養手当の受給資格はあるが、所得制限等により支給が「全部停止」となっている方や新たにひとり親世帯となった方などのうち、物価高騰の影響により、家計が急変するなど、今後1年間の収入見込みが児童扶養手当受給水準と同程度となった方

※令和5年（2023年）3月分の児童扶養手当受給者、公的年金等受給者については支給済みです。

● 申請期限

2月29日（木）まで

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）

※ひとり親世帯分の給付金の支給を受けられた方は、対象外です。

● 給付額

児童1人あたり一律5万円

● 対象児童

① 令和4年度（2022年度）の住民税が非課税で、平成16年（2004年）4月2日（特別児童扶養手当対象児は平成14（2002年）年4月2日以降）から令和6年（2024年）2月29日までに生まれた子を養育している方

② 児童手当の受給者が令和5年度（2023年度）の住民税が非課税で、平成20年（2008年）4月2日（特別児童扶養手当対象児は平成15年（2003年）4月2日以降）から令和6年（2024年）2月29日までに生まれた子を養育している方

③ 両親とも令和5年度（2023

年度）の住民税が非課税で、平成17年（2005年）4月2日から平成20年（2008年）4月1日までに生まれた子を養育している方

④ 上記以外で令和5年（2023年）1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当となった方で、平成17年（2005年）4月2日から令和6年（2024年）2月29日までに生まれた子を養育している方

※令和4年度（2022年度）もしくは令和5年度（2023年度）町県民税申告が未申告の方は、まず税務課にて申告をし、非課税であれば、給付金の申請が可能です。

● 申請期限

・ 新生児以外／2月29日（木）まで
・ 新生児／3月15日（金）まで